

山梨県公報

第一千二百四十九号

平成十三年

十二月六日

木曜日

目次

告示

土地収用事業の認定(二件)…………… 六三五
字の区域変更…………… 六三五

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請…………… 六三七
建設業法に基づく監督処分(三件)…………… 六三七
開発行為に関する工事の完了について(二件)…………… 六三八
換地処分の実施(二件)…………… 六三八
公安委員会…………… 六三八
遊技機の型式の検定…………… 六三九

告示

山梨県告示第五百二十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。
平成十三年十二月六日

山梨県知事 天野 建

- 一 起業者の名称
三富村
- 二 事業の種類
新村民スポーツ広場整備事業
- 三 起業地
収用の部分 東山梨郡三富村大字川浦字李平地内
使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
三富村役場企画観光課

山梨県告示第五百二十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。
平成十三年十二月六日

山梨県知事 天野 建

- 一 起業者の名称
足和田村
- 二 事業の種類
足和田村役場庁舎、足和田村中央公民館及び足和田村老人福祉センター駐車場保全事業
- 三 起業地
収用の部分 南都留郡足和田村大字長浜字宮ノ脇地内
使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
足和田村役場総務課

山梨県告示第五百二十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、昭町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第百三条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。
平成十三年十二月六日

山梨県知事 天野 建

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字西条字神屋六七の一の一部、六八の一の一部、六九の二の一部、七八の四、七九の一、七九の一〇及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部	大字西条字道川
大字西条字松ノ木三一一の二の一部、三一一の二の一部、三一一の四の二から三一一の四の三まで、三一一の六の一、三一一の六の二、三一一の七から三一一の九までの各一部、三一一の二〇、三一一の二一の一部、三一一の二二の一	

一、三二六二の一、三二六二の四から三二六二の七まで、三二六三の三、三二六四の二の一部、三二六五の一、三二六五の三から三二六五の六まで、三二六六の三から三二六六の六まで、三二六七の一、三二六七の二、三二六八の二、三二六八の三、三二六九の二の一部、三二六九の三の一部、三二七一の一部、三二七一、三二七三、三二七四から三二七六までの各一部、三三二〇の二及びこれらの区域に介在する道路・水路である国有地の全部

大字西条字松ノ木三一七一の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに字中河原三三一一から三三三三まで、三三四二の一に隣接する字松ノ木の道路である国有地の一部

大字西条字中河原三三四五の一部、三三四八から三三五〇までの各一部、三三八三の一の一部、三二八五の一部、三二八六の一部、三二九三の一の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の一部並びに字北河原三六四三の一、三六四四、三六四五の二に隣接する字中河原の道路である国有地の全部並びに字北河原三四四六の二、三四四七の三、三四五三の地先、三四五四の一、三四五四の二に隣接する字中河原の水路である国有地の全部

大字西条字中河原

大字西条字北河原

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十二月六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十三年十一月十九日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 歩行ガイドロボット開発普及研究会
 - 2 代表者の氏名 森英雄
 - 3 主たる事務所の所在地 韮崎市穴山町四千六十番地の三
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、視覚障害者等が利用する歩行ガイドロボット等の開発・普及に関する事業を行い、視覚障害者等の自立生活、社会参加の促進に寄与することを目的とする。

建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十三年十二月六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十一月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 早川工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市中央二丁目七番二十四号
 - 3 代表者の氏名 早川浩
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一ニ）第八一四号
 - 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令
 - 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - 2 期間 平成十三年十二月五日から平成十三年十二月十九日までの十五日間
 - 五 処分の原因となった事実 身延工業株式会社及び小林建設株式会社から請け負った工事において、必要な専任の主任技術者を配置せず、さらに下請負業者に一括して請け負わせた。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号及び第四号に該当する。

建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十三年十二月六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十一月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 身延工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町梅平七百三十八番地
 - 3 代表者の氏名 保坂光昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一三)第一一八五号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令
 - 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - 2 期間 平成十三年十二月五日から平成十三年十二月十一日までの七日間
- 五 処分の原因となった事実 国土交通省発注工事において、実際の施工実態と異なる虚偽の記載内容となる施工体制台帳等を発注者に提出した。また、下請負業者である早川工業株式会社が専任の技術者を配置しなかったことを知りながら、適正な指導を行わなかった。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号に該当する。

建設業法に基づく監督処分

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十三年十二月六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十一月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 小林建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡白根町有野二千七百二十四番地
 - 3 代表者の氏名 小林紀一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 九)第九五九号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令
 - 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - 2 期間 平成十三年十二月五日から平成十三年十二月十九日までの十五日間
- 五 処分の原因となった事実 山梨県発注工事において、下請負業者である早川工業株式会社が専任の技術者を配置せずさらに下請負業者に一括して請け負わせたことを知りながら、適切な指導と適正な施工体制台帳等の作成を行わず、発注者に繰り返し虚偽の説明を行った。また、監理技術者が必要となる工事であることを発注者に隠し、

監理技術者の配置も行わなかった。
このことは、建設業法第二十八条第一項第二号に該当する。

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発行為に関する工事は、完了した。
平成十三年十二月六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町紙漕阿原字高砂一七七七の一及び一七八二の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二 昭和町

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発行為に関する工事は、完了した。
平成十三年十二月六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
中巨摩郡竜王町西八幡字大河原三八七の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡竜王町篠原千七百五十八番地五 アネックスM一〇二号 清水賢司

換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営圃場整備事業(高根地区北割西工区)の換地処分を平成十三年四月二十七日実施した。
平成十三年十二月六日

山梨県知事 天 野 建

換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営圃場整備事業(高根地区堤工区)の換地処分を平成十二年九月七日実施した。
平成十三年十二月六日

山梨県知事 天 野 建

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年十二月五日までとする。

平成十三年十二月六日

山梨県公安委員会
委員長 風間善樹

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名	製造者又は輸入業者名	検定番号
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	カイソクク シヨツク 2	株式会社ネット	一四〇四五八
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	チェリー	株式会社ネット	一四〇四四〇
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRパリスV	株式会社ニューギン	一〇〇四五〇
株式会社タイドール 代表取締役 實田久治 東京都渋谷区東二丁目三番三三三号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRファイバーマシンSP	株式会社タイドール	一〇〇四七一

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRパリスV	株式会社三共	一〇〇四九六
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	ファイバードカザウルスDX	株式会社三共	一〇〇四九七
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	事件です S V	株式会社ソフィア	一〇〇四七九
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CR柔キ ツズ極編 Z1	京楽産業株式会社	一〇〇四二九
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目一二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRマクリ ン口ツク T1	豊丸産業株式会社	一〇〇四八〇
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRパリスV	株式会社平和	一〇〇四八五
株式会社大一商会 代表取締役 市原茂 愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRタイ ナマイ娘	株式会社大一商会	一〇〇四三七

第三
種特別電
動役物

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番